

令和8年度 市税等の納期ごよみ

佐野市役所 収納課
佐野税務署・安足県税事務所
佐野税務署管内納税貯蓄組合連合会

税目等	納期月 納付書 発送日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 都市計画税	4/9	1期			2期		3期			4期			
軽自動車税	5/11		全期										
市・県民税 森林環境税 (普通徴収)	6/11			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税 (普通徴収)	7/15				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)	7/15				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料 (第1号被保険者普通徴収)	7/15				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
納期限 及び 口座振替日		4月 30日 (木)	6月 1日 (月)	6月 30日 (火)	7月 31日 (金)	8月 31日 (月)	9月 30日 (水)	11月 2日 (月)	11月 30日 (月)	12月 28日 (月)	2月 1日 (月)	3月 1日 (月)	

国	4月	5月	7月	8月	11月	1月	3月
◎振替納付日 ・申告所得税確定分 23日(木) ・個人消費税込納分 30日(木)	・申告所得税延納分 ・個人消費税中間分 6月1日(月)	・源泉所得税 (特例1月~6月分) 10日(金) ・申告所得税予定納税 第1期 31日(金)	・個人消費税中間分 8月31日(月)	・申告所得税 予定納税 第2期 ・個人消費税中間分 11月30日(月)	・源泉所得税 (特例7月~12月分) 20日(水)	・申告所得税確定分 ・贈与税 15日(月) ・個人消費税確定分 31日(水)	
※上記以外の納期限については、税務署にお問い合わせください。							
県税	・自動車税 6月1日(月)	・不動産取得税 (前年新築分) 7月31日(金)	・個人事業税 第1期 8月31日(月)	・個人事業税 第2期 11月30日(月)			

税目等	課税内容について	納付について
固定資産税・都市計画税	資産税課 20-3009	収納課 20-3010
市・県民税 森林環境税	市民税課(市民税係) 20-3008	
軽自動車税	市民税課(税政係) 20-3007	
国民健康保険税	医療保険課(長寿医療係) 20-3024	介護保険課 20-3022
後期高齢者医療保険料	介護保険課 20-3022	
介護保険料		
国税	佐野税務署 22-4366	
県税	安足県税事務所 23-1411	



市役所からのお知らせ

市税と保険料の“キャッシュカードによる口座振替のお申込み”ができます！

市役所の窓口(収納課・介護保険課)にて申込み可能です！

金融機関での手続きと違い、市役所での手続きは通帳・届出印は不要です。

ご本人確認※のほかに、「キャッシュカード」を受付端末におとして「暗証番号」を入力するだけでお手続きができます。

近くにお立ち寄りの際は、ぜひお申込みいらしてください。なお、口座振替に関する注意事項は内側のページにございます。

※納税通知書、運転免許証、マイナンバーカード等

約定 ※ゆうちょ銀行を除く

(金融機関)

- 市から納付すべき納入通知書が送付されたときは、私に通知することなく振替指定日に私の指定預金口座から納税通知書記載の金額を払い出し市に納付してください。なお、税金については納期限の3日前より振替えられてもさしつかえありません。
- 預金の払い出し手続きについては、当座勘定又は預金規定にかかわらず、当座小切手の振り出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出をいたしませんから、貴店所定の方法で処理してください。
- 指定預金口座の残高不足のため振替できない場合は、私に通知することなく振替不能として処理されても異議はありません。
- この契約は、年度終了後双方の疑義がない場合は更新したものとし、変更及び取消しするときは貴店に届け出ます。また、貴店が必要と認めた場合は解約されても異議ありません。
- この契約について紛議が生じても、貴店の責任によるものを除き、貴店には迷惑をかけません。

(市役所)

- 振替日に預金残高が不足することのないように十分注意いたします。万一振替日において預金残高不足等の理由により振替できない場合は、改めて一般の方法により納付いたします。
- 各種目について領収書及び振替納付済通知書は省略していただきついでありません。ただし、納期終了後に国民健康保険税は所得申告参考資料(社会保険料控除申請用)を送付してください。
- この契約を解約又は変更する場合は市へ届け出ます。また、市が必要と認めた場合は解約されても異議はありません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

3278790

001

佐野市高砂町一番地

佐野市役所

総合政策部 収納課 行

料金受取人払郵便
佐野局承認

358

差出有効期間
2027年3月
31日まで

切手を貼らず
にお出しくだ
さい



切-り-取-り-線

